物品の調達に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則(平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号)第5条の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月16日

公立大学法人福井県立大学 理事長 窪田 裕行

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1)調達する物品の名称および数量 冷凍機付インキュベーター 3台
- (2) 調達物品の仕様等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3)納入期限 令和8年2月27日(金)
- (4)納入場所

福井県小浜市学園町1-1 公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス 海洋生物資源学部棟

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則 第4条に基づき定める競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす 者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に関する業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支 店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札説明書等の交付に関する事項
- (1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。
- (2) この入札に関する問合せ先

7 9 1 7 - 0 0 0 3

福井県小浜市学園町1-1

公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス企画サービス室

電話0770-52-6300

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1)申請書の提出期限

令和7年10月27日(月)正午まで

(2) 申請書の提出方法 持参もしくは郵送すること。

(3) 提出先

3 (2) と同様とする。

- 5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時
- (1)入札書の提出方法

持参もしくは郵送すること。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

福井県小浜市学園町1-1

公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス 交流センター102セミナー室

イ 日時

令和7年10月31日(金)午前10時

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定の方法

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2)入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項 の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を 有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとと もに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。